

# 障害者の虐待防止について

令和8年2月18日  
富山県厚生部障害福祉課

# 本日の説明内容

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待の状況
- 3 義務化により対応すべきこと等

## 【参考】

厚生労働省 令和6,7年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修資料

厚生労働省 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(別冊職場内研修用冊子含む)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

厚生労働省 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集 (以下「国事例集」という)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000984210.pdf>

# 1 障害者虐待防止法の概要

# 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要①

## ①目的(第1条)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## ②施行日

平成24年10月1日

## ③定義(第2条)

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ

# 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要②

## ④虐待防止施策(第3条～)

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームは次のとおり

<p>養護者による虐待</p>	<p>【市町村の責務】 相談等、居室確保、連携確保</p>	<pre> graph LR     A[虐待発見] -- 通報 --&gt; B[市町村]     B --- C["①事実確認 ②措置(一時保護、後見審判請求)"]                     </pre>
<p>障害者福祉施設従事者等による虐待</p>	<p>【設置者等の責務】 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p>	<pre> graph LR     A[虐待発見] -- 通報 --&gt; B[市町村]     B -- 報告 --&gt; C[都道府県]     B --- D["事実確認 監督権限等の適切な行使"]     C --- E["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"]                     </pre>
<p>使用者による虐待</p>	<p>【事業主の責務】 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置の実施</p>	<pre> graph LR     A[虐待発見] -- 通報 --&gt; B[市町村]     A -- 通報 --&gt; C[都道府県]     B -- 通知 --&gt; C     C -- 報告 --&gt; D[労働局]     C --- E["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"]                     </pre>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

# 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要③

## ⑤その他

1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。

## ⑥法の適用範囲

◇家庭の障害児	→	児童虐待防止法
◇家庭の障害者	→	障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法
◇施設入所等障害者		
・ 障害者施設等	→	障害者虐待防止法
・ 児童養護施設等	→	児童福祉法
・ 養介護施設等	→	高齢者虐待防止法

# 障害者・障害者虐待の定義

## 障害者の定義(法第2条第1項)

「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。(障害者基本法第2条第1項)

※社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。(同条第2項)

⇒手帳の有無は問わない

## 障害者虐待の定義(法第2条第2項)

- 1 養護者による虐待  
どこまでがしつけで、どこからが虐待か  
周困も見逃しやすいという構造
- 2 施設従事者等による虐待  
世話をしているからという感情、慣れ
- 3 使用者による虐待  
障害者への理解不足  
どこまでが育成・指導か

### 養護者とは

⇒食事・介助などの身の回りの世話をしたり、障害者の金銭管理をするなど、障害者の生活に必要な行為を提供したりサポートしたりする者  
\* 親族等に限らない  
\* 日常生活のすべてをともにする、同居する必要はない

# 障害者虐待の類型・定義①

類 型	内 容
身体的虐待	<p>障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく<b>障害者の身体を拘束</b>すること</p> <p>＜具体例＞ 平手打ちする、殴る、蹴る、つねる、無理やり食べ物を口の中に入れるやけどや痣のできる暴行、<b>身体拘束</b></p>
性的虐待	<p>障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること</p> <p>＜具体例＞ 性交、性器へのキス、性的行為の強要、裸にする、裸の写真を撮る、キスする、わいせつな言葉や会話、わいせつな映像を見せる</p> <p><u>* 本人(障害者)が、表面上同意しているように見えても、本心からの同意かどうか慎重な判断を要する</u></p> <p><u>* 身体障害の場合であっても、心理的に抵抗できないことがあることに注意</u></p> <p><u>* 密室で起こりやすい、被害を訴えられない、周囲も気づきにくい、事実認定がしにくく、通報されにくい</u> ⇒ <b>被害が埋もれていることが想定される</b></p>

# 障害者虐待の類型・定義②

類 型	内 容
<p>心理的虐待</p>	<p>障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p> <div data-bbox="582 368 1696 504" style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px;"> <p>「著しい」→あまり考慮する必要はない                      ・「脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること」に該当すれば、すべて虐待である</p> </div> <p>＜具体例＞                      馬鹿、アホなどの侮辱する言葉、怒鳴る、罵る、子ども扱い、意図的な無視、仲間外れにする、人格を貶めるような扱いをする、罰として「食事を抜く」「作業に行かせない」と脅す等</p>
<p>放棄・放置 (ネグレクト)</p>	<p>障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の同居人・障害者・労働者等による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること</p> <p>＜具体例＞                      食事や水分を十分に与えない、あまり入浴させない、汚れた服を着させる、排泄の介助をしない、爪や髪の毛が伸び放題、病院、学校に行かせない、障害福祉サービス等を受けさせない、セルフネグレクト</p> <div data-bbox="1218 1001 1995 1120" style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px;"> <p>本人の意思に基づいているように見える場合であっても、養護者等の虐待となることもある</p> </div>
<p>経済的虐待</p>	<p>障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること</p> <p>＜具体例＞                      年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する、お金を渡さない、使わせない、本人の同意なしに財産を施設等に寄付する</p>

# 虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

虐待行為の類型	該当する刑法の例
① 身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
② 性的虐待	刑法第176条不同意わいせつ罪、第177条不同意性交等罪（令和5年7月改正）
③ 心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④ 放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤ 経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

# 早期発見義務(法第6条)

一 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

二 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

三 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

# 通報義務（法第7条、16条、22条）

- 1 養護者による障害者虐待（**十八歳未満の障害者について行われるものを除く**）を**受けたと思われる**障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。（第七条第一項）
- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を**受けたと思われる**障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。（第十六条第一項）

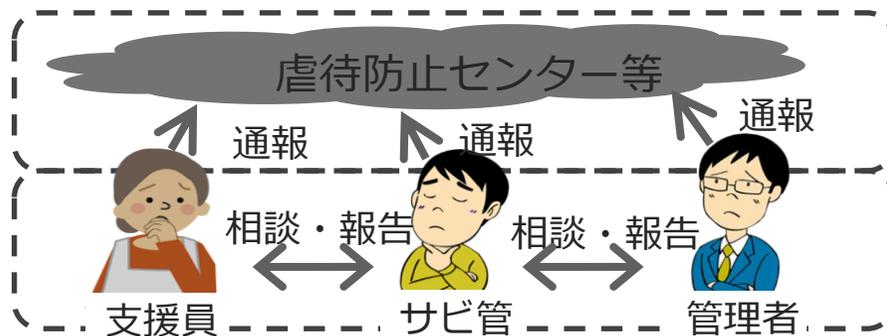
※障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。（同条第四項）

- 3 使用者による障害者虐待を**受けたと思われる**障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。（第二十二条第一項）

※労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。（同条第四項）

虐待防止法の  
通報義務

施設・組織の  
虐待防止体制



法遵守ならびに施設・組織の虐待防止体制が十分なら速やかに管理者から通報！

## 2 障害者虐待の状況

# 令和6年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)  
 →令和6年4月1日～令和7年3月31日までの1年間における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待		使用者による障害者虐待		
		富山県	富山県	(参考)都道府県労働局の対応		
市区町村等への 相談・通報件数	11,656件 (9,972件)	50件 (53件)	5,870件 (4,104件)	31件 (22件)	658件 (675件)	
市区町村等による 虐待判断件数	2,503件 (2,283件)	20件 (23件)	1,267件 (1,194件)	12件 (5件)	富山県 14件 (25件)	虐待判断 件数 434件 (447件)
被虐待者数	2,518人 (2,285人)	20人 (23人)	2,010人 (2,356人)	17人 (5人)		被虐待者 数 652人 (761人)
						2件 (7件)
						2人 (9人)

## 【調査結果(全体像)】

(注1) 上記は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和7年9月3日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。

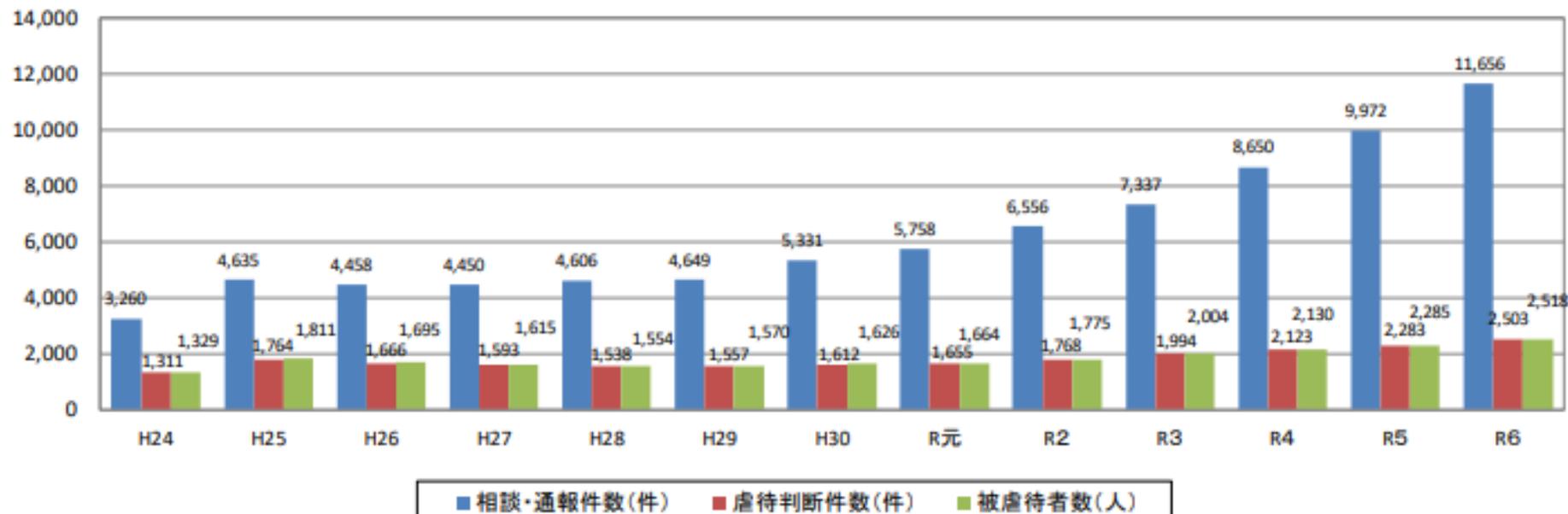
(「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

## 1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- 令和6年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は11,656件であり、令和5年度から1,684件(16.9%)増加。
- 令和6年度の虐待判断件数は2,503件であり、令和5年度から220件(9.6%)増加。
- 令和6年度の被虐待者数は2,518人であり、令和5年度から233人(10.2%)増加。

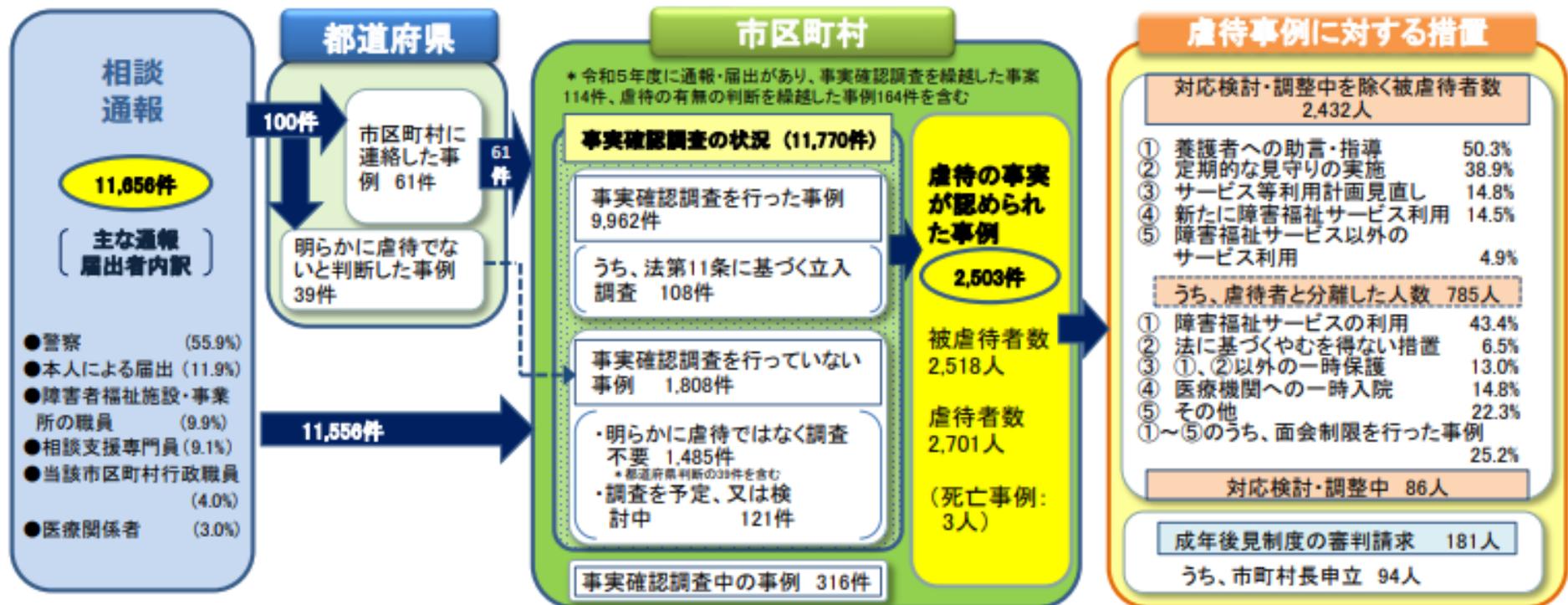
養護者	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283	2,503
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285	2,518

養護者による障害者虐待



\* 平成24年度は下半期のみデータ

# 令和6年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



## 虐待者(2,701人)

- 性別  
男性(63.3%)、女性(36.7%)
- 年齢  
60歳以上(38.5%)、50～59歳(26.7%)  
40～49歳(16.3%)
- 続柄  
母(24.1%)、父(22.8%)、夫(16.7%)  
兄弟(11.3%)、その他(10.6%)

## 虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
66.1%	2.3%	31.9%	11.5%	16.5%

## 市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	45.0%
虐待者が虐待と認識していない	40.1%
虐待者の知識や情報の不足	23.9%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	23.5%
虐待者の介護疲れ	20.9%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	18.6%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	17.0%

## 被虐待者(2,518人)

- 性別 男性(35.5%)、女性(64.5%) ※性別不明:1名
  - 年齢  
50～59歳(22.8%)、20～29歳(22.3%)  
40～49歳(18.3%)、30～39歳(17.9%)
  - 障害種別(重複障害あり)
- | 身体障害  | 知的障害  | 精神障害  | 発達障害 | 難病等  |
|-------|-------|-------|------|------|
| 15.9% | 43.0% | 47.6% | 4.3% | 2.9% |
- 障害支援区分のある者 (47.4%)
  - 行動障害がある者 (23.4%)
  - 虐待者と同居 (84.2%)
  - 世帯構成  
両親(14.0%)、その他(13.9%)、配偶者(12.5%)、  
両親・兄弟姉妹(11.4%)、単身(9.7%)、母(9.4%)

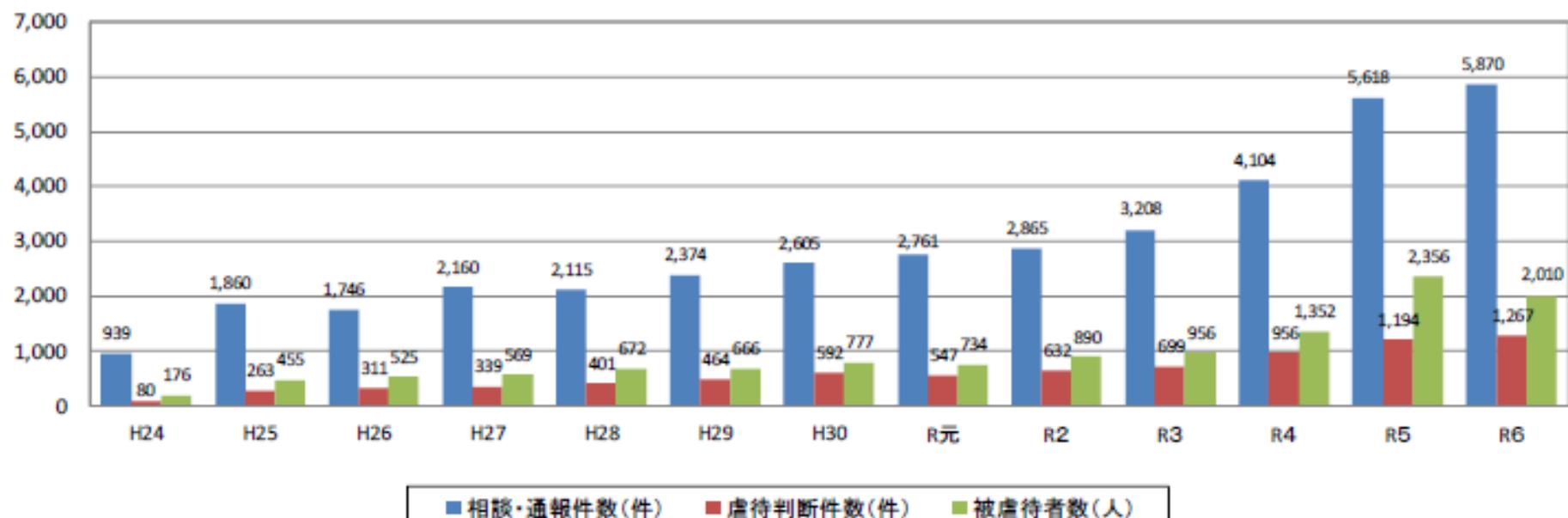
## 2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- 令和6年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,870件であり、令和5年度から252件(4.5%)増加。
- 令和6年度の虐待判断件数は1,267件であり、令和5年度から73件(6.1%)増加。
- 令和6年度の被虐待者数は2,010人であり、令和5年度から346人(14.7%)減少。

障害者福祉施設従事者等	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194	1,267
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356	2,010

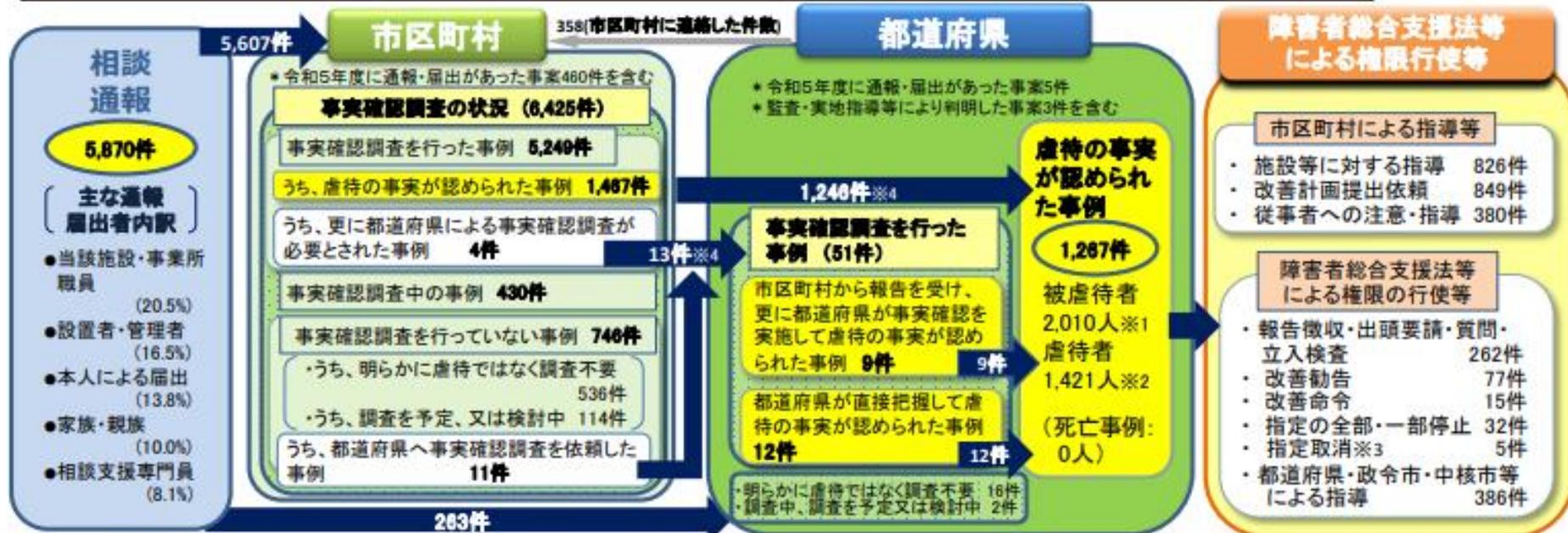
\*被虐待者が特定できなかった事例を除く

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



\* 平成24年度は下半期のみのデータ

# 令和6年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



### 虐待者(1,421人) ※2

- 性別  
男性(66.3%)、女性(33.7%)
- 年齢  
60歳以上(21.5%)、50～59歳(16.8%)、40～49歳(14.9%)
- 職種  
生活支援員(43.4%)、管理者(10.1%)、世話人(9.9%)、その他従事者(7.1%)、サービス管理責任者(6.3%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.6%	11.1%	47.3%	8.5%	7.2%

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	67.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	58.7%
倫理観や理念の欠如	60.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	29.8%

障害者虐待の事実が認められた事業所種別

種別	件数	構成割合
障害者支援施設	243	19.2%
居宅介護	27	2.1%
重度訪問介護	10	0.8%
行動援護	5	0.4%
療養介護	44	3.5%
生活介護	143	11.3%
短期入所	33	2.6%
重度障害者等包括支援	1	0.1%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	8	0.6%
就労継続支援A型	40	3.2%
就労継続支援B型	99	7.8%
共同生活援助	401	31.6%
一般相談支援事業及び特定相談支援	4	0.3%
移動支援	12	0.9%
地域活動支援センター	8	0.6%
福祉ホーム	1	0.1%
児童発達支援	24	1.9%
放課後等デイサービス	157	12.4%
合計	1,267	100.0%

### 被害者(2,010人) ※1

- 性別  
男性(65.6%)、女性(34.4%)
- 年齢  
20～29歳(18.2%)、50～59歳(17.6%)、40～49歳(16.1%)、～19歳(15.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	雑病等
21.3%	67.9%	17.2%	4.4%	1.6%

- 障害支援区分のある者 (73.7%)
- 行動障害がある者 (38.2%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害者被害者が特定できなかった等の29件を除く1,238件が対象。  
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件が対象。  
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。  
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

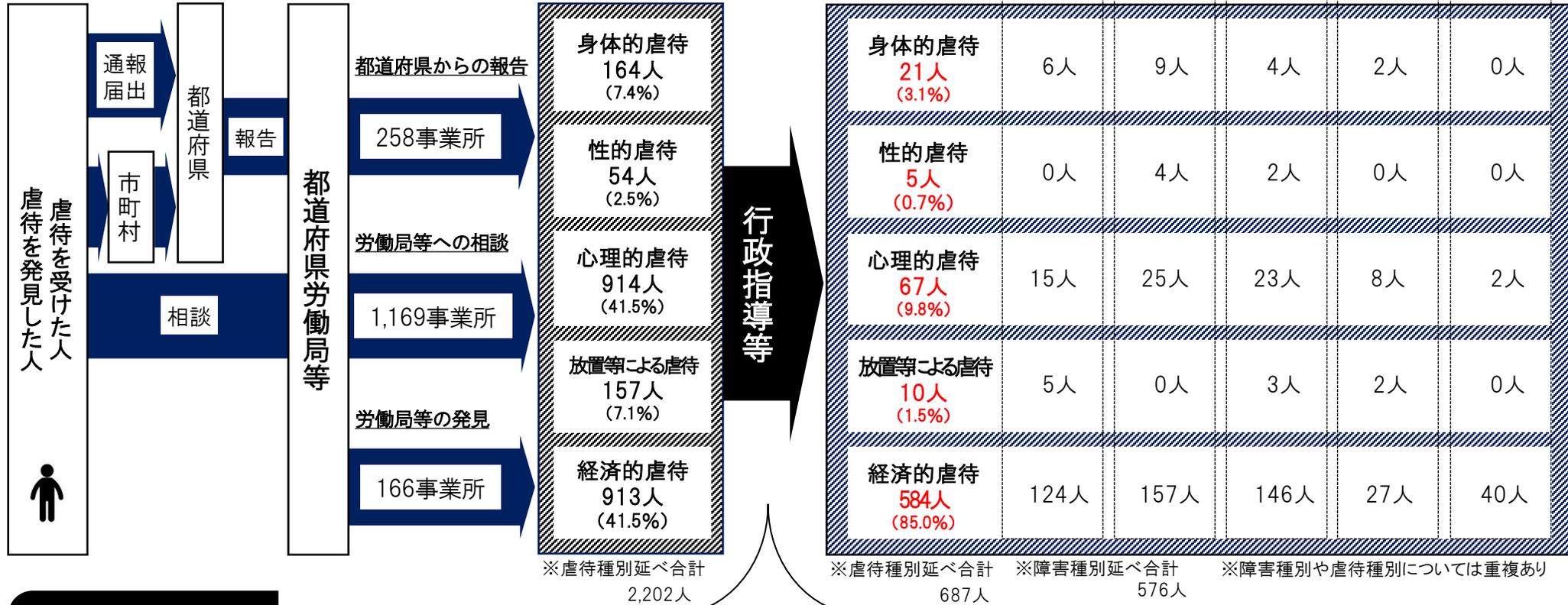
# 令和6年度における使用者による障害者虐待の状況等

## 通報・届出

○通報・届出が寄せられた事業所 **1,593事業所**  
 ○通報・届出対象の障害者 **1,827人**

## 虐待が認められた事案

○虐待が認められた事業所 **434事業所**  
 ○虐待が認められた障害者 **652人**



## 労働局での対応

○労働局がとった措置 **699件**

### 労働基準監督署

労働基準関係法令に基づく指導等  
**608件(87.0%)**  
 うち最低賃金法関係  
 179件(25.6%)

### 公共職業安定所

障害者雇用促進法に基づく助言・指導等  
**57件(8.2%)**

### 労働局 雇用環境・均等部(室)

個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等  
**8件(1.1%)**

男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等  
**7件(1.0%)**

労働施策総合推進法に基づく助言・指導等  
**19件(2.7%)**

# 富山県における障害者虐待の状況(令和6年度)

## (1) 相談・通報件数等

(単位:件)

虐待者の種別	養護者	施設従事者等	使用者	その他	計
相談・通報件数	50(53)	31(22)	14(25)	5(3)	100(103)
虐待の事実が認められた件数	20(23)	12(5)	2(7)	0(0)	34(35)
被虐待者数	20(23)	17(5)	2(9)	0(0)	39(37)

(注) 相談・通報件数は、県18件、市町村82件。

(注) ( )は令和5年度の件数

## (2) 相談・通報経路

(単位:件)

	本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・福祉施設従事者等	虐待者自身	警察	市町村行政職員	その他	労働局からの通報	不明(匿名を含む)	計
養護者による虐待	7	2	1		5		19	1	14	4	2		1	56
施設従事者等による虐待	2	3			1		15				6		6	33
使用者による虐待	3				1		1					9		14
その他					1								4	5
計	12	5	1	0	8	0	35	1	14	4	8	9	11	108
構成割合	12.0%	5.0%	1.0%	0.0%	8.0%	0.0%	35.0%	1.0%	14.0%	4.0%	8.0%	9.0%	11.0%	—

(注) 構成割合は、表1の相談・通報件数計100件に対するもの。8件重複あり

# 富山県における障害者虐待の状況(令和6年度)

## (3) 虐待の種類・類型(重複あり)

(単位:件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待	計
養護者による虐待	13	2	6	2	4	27
施設従事者等による虐待	6		8		1	15
使用者による虐待					2	2
計	19	2	14	2	7	44
構成割合	56%	6%	41%	6%	21%	—

(注)構成割合は、虐待の事実が認められた件数34件に対するもの。10件重複あり

## (4) 被虐待者の障害種別(重複あり)

(単位:人)

	身体障害	知的障害	精神障害(発達 障害を除く)	発達障害	その他の心身 機能の障害	不明	計
養護者による虐待	2	11	10	1			24
施設従事者等による虐待	6	11	1		1		19
使用者による虐待			2				2
計	8	22	13	1	1	0	45
構成割合	21%	56%	33%	3%	3%	0%	—

(注)構成割合は、虐待を受けた人数39人に対するもの。6件重複あり

# 富山県における施設従事者等による虐待事例

虐待行為の種類	ケースの概要
身体的虐待	不穏となった利用者に対し、制止しようと咄嗟に頬を掌での叩いた。
身体的虐待	利用者の顔を平手打ちし、利用者の所有物を床に投げつけた。
身体的虐待	利用者の手を押さえ、口の中に無理やり薬を入れた。
身体的虐待	弄便を防ぐ目的でつなぎ服を着用させ、さらに腰ベルトを巻くなどの身体拘束や居室の施錠を行っていた。
身体的虐待、心理的虐待	利用者に対して、枕を投げつける、強い口調で話すなどの行為があった。
心理的虐待	コミュニケーションをとることが難しい利用者に対し「コミュニケーションができなかったら就職できない」と言い、大きな失望を与えた。
心理的虐待	利用者が使用していた道具を蹴り、注意するなど威嚇的な発言や態度があった。

# 虐待防止に向けた県の取組み

## ◆ 富山県障害者権利擁護センターの設置（平成24年10月1日）

- ・ 場 所 : 富山県厚生部障害福祉課内
- ・ 業務内容 : 「使用者による虐待」通報・届出の受理、相談、広報啓発、情報収集・提供  
市町村への情報提供・助言など
- ・ 受付時間 : 24時間365日対応 ※県内全市町村にも同センターを設置

障害者虐待防止法の施行日

## ◆ 富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催（広域的な連携体制）

- ・ 目 的 : 虐待防止、被虐待者の保護、自立支援等についての情報共有や協議を行う。
- ・ 構 成 : 障害者団体、サービス事業者、司法、警察、労働、市町村、相談機関、学識経験者

## ◆ 障害者虐待防止・権利擁護研修会の実施（人材育成）

- ・ 対象者 : 市町村職員、相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業所職員等
- ・ 内 容 : 全体講義、コース別演習  
(行政職員・相談支援者向け／事業所職員等向け)

## ◆ 広報啓発

- ・ リーフレットの作成配布（障害者週間キャンペーン、イベント等）
- ・ 各種研修等での周知



# 障害者虐待に関する相談窓口

## ＜＜富山県障害者権利擁護センター＞＞

場 所 : 富山市新総曲輪1-7(富山県厚生部障害福祉課内)

TEL : 076-444-3959(平日8:30~17:00)

080-8695-3726(平日17:00~翌朝8:30、土日・祝日、年末年始(12/29~1/3))

FAX : 076-444-3494

E-mail : ml-shogaikenri@pref.toyama.lg.jp(専用)

**24時間365日対応**

市町村障害者虐待相談窓口	平日・日中の連絡先	休日・夜間の連絡先
富山市 障害福祉課	076-443-2004	076-443-2004
高岡市 社会福祉課	0766-20-1369	0766-20-1482
魚津市 社会福祉課	0765-23-1005	0765-23-1010
氷見市 福祉介護課	0766-74-8113	0766-74-8100
滑川市 福祉課	076-475-1377	076-475-2111
黒部市 福祉課	0765-54-2111	0765-54-2111
砺波市 社会福祉課	0763-33-1111(内線128)	0763-33-1111
小矢部市 社会福祉課	0766-67-8601	0766-67-1760
南砺市 福祉課	0763-23-2009	0763-23-2009
射水市 社会福祉課	0766-51-6626	0766-51-6600
舟橋村 生活環境課	076-464-1122(内線65)	076-464-1121
上市町 福祉課	076-473-9107	076-473-2811
立山町 健康福祉課	076-462-9957	076-462-9088
入善町 保険福祉課	0765-72-1841	0765-72-1100
朝日町 健康課	0765-83-1100(内線143)	0765-83-1100

### 3 義務化により対応すべきこと等

**障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の  
適正化委員会と虐待防止責任者の役割**

---

## 障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

### 〔現 行〕

- ① 従業者への**研修**実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための**責任者**の設置（努力義務）

### 〔見直し後〕

- ① 従業者への**研修**実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための**責任者**の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

#### 【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

# 虐待防止委員会とは？

- 運営規程で定めた「虐待を防止するための措置」として、その具体的な組織としての取り組みとして「虐待防止委員会」の設置を推奨していましたが、令和4年度から必置となっています。（全ての事業所が対象となります）
- 虐待防止委員会の責任者（委員長）は、通常、管理者が担うこととなります。
- 虐待防止委員会を組織的に機能させるために、各サービス事業所のサービス管理責任者やサービス提供責任者、ユニットリーダー等、各事業所や現場で虐待防止のリーダーになる職員を虐待防止責任者として配置。
- 複数事業所があり、虐待防止責任者が複数名配置されている場合は各事業所間、責任者間で虐待への認識の相違が起きないように、相互確認を行ったり、複数名で同一現場を確認しながらチェックリストを用い、基準を統一することがポイント。

## 虐待防止委員会の主な役割

1. 虐待防止のための計画づくり
2. 虐待防止のチェックとモニタリング
3. 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

# 虐待防止責任者の役割

- 事業所、法人における虐待防止体制についての全職員への周知。
- 「倫理綱領」「行動指針」「虐待防止マニュアル」「権利侵害防止の掲示物」等の作成プロセスに職員が主体的に関わり、参加できる環境整備。
- 虐待の事実やその疑いがある場面に遭遇した場合の動揺、後悔、通報により仲間を裏切るかもしれないという感覚等からの不安や囚われを断ち切るための委員会の役割の正しいイメージの普及。
- 虐待が疑われる事案が発生したとき組織として責任者はどのような姿勢をとるのか、通報をした後の対応と、その意味と流れの情報提供が適切に行われることによって、見通しがもてることでの躊躇がなくなる土壌づくり
- 現場においては虐待の疑いを発見した際にどのような対応の手順をとるべきか、また法人・事業所はいかなる対応をしていくのか、通報とそこからの対応の手順を、日頃から事案発生に至るよりも事前に明らかにしておく。



**虐待防止委員会や倫理綱領・行動指針の形骸化を防ぐ**

# 虐待防止のための計画づくり

- ・ 虐待防止の研修
- ・ 虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
- ・ ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し
- ・ マニュアルやチェックリストの作成と実施
- ・ 掲示物等ツールの作成と掲示等

上記の実施計画づくり



年間計画を作り組織的に運営し、進捗管理を行う

考えられる研修の種類	例示
<p>①管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基本的な職業倫理</li> <li>• 倫理綱領、行動指針、掲示物の周知（虐待防止の委員会で検討された内容を含めて）</li> <li>• 障害者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解</li> <li>• 障害当事者や家族の思いを聞くための講演会</li> <li>• 過去の虐待事件の事例を知る等</li> <li>• 職場内研修用冊子の活用</li> </ul> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf</a></p>
<p>②職員のメンタルヘルスのための研修</p>	<p>怒りの感情への対処法を身につけるための研修としての「アンダーコントロール」</p>
<p>③障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害や精神的な疾患等の正しい理解</li> <li>• 行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法</li> <li>• 自閉症の支援手法（視覚化、構造化等）</li> <li>• 身体拘束、行動制限の廃止</li> <li>• 服薬調整</li> <li>• 他の障害者福祉施設等の見学や経験交流等</li> <li>• コンサルテーションの導入</li> </ul>
<p>④事例検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害者のニーズを汲み取るための視点の保持</li> <li>• 個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得</li> <li>• 個別支援計画というツールを活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担等</li> </ul>
<p>⑤利用者や家族等を対象にした研修</p>	<p>「わかりやすい 虐待防止法パンフレット」</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf</a></p>

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における  
障害者虐待防止法の理解と対応



職場内研修用冊子

この冊子は、障害者虐待防止法を理解し、虐待防止に取り組むために、施設・事業所の中で、すべての職員（支援員、事務員、調理員、運転手等の職種や、正規職員、非常勤職員等、雇用条件に関わらず）が共通に読み合わせをするための冊子です。

20分程度で終わりますので、職員の共通認識をもつためにも、読み合わせをしながら学びましょう。

# 研修を実施する上での留意点

## ○研修対象者

- ・ 支援員のみならず調理員や運転手、事務職員も対象に
- ・ 短時間労働者も対象
- ・ 夜勤等の交代制勤務者が参加できる開催方法
- ・ 経験年数、スキル等に応じた内容設定
- ・ 役職や階層に応じた内容設定
- ・ 職種に応じた内容設定 等

## ○職場内研修（OJT）と職場外研修（Off J T）を組み合わせる

- ・ 職場内研修法人で全職員で共有したいこと、浸透させたいこと
- ・ 職場外研修
  - ・ 職場内研修では行えない個人のニーズや、職場内研修では理解が足りなかった場合の追加で受講
  - ・ 自施設以外の情報を知り客観視する機会の提供

# <参考例>

## 事例検討

Q

物にこだわりを持つ利用者が行動の移りに遅れが出た時、誘導の時に意識を向けてもらうために、利用者の持ち物を取ったり、引っ張ったりする行為は？

	登場人物	演者
	利用者Aさん	：
	利用者Bさん	：
	先輩職員Cさん	：
	新人職員Dさん	：
場面	就労継続支援B型事業所 ゆずの食堂 利用者2名は同じ空間にいる	
ナレーション (マネージャー)	この日は午後から地域の神社の清掃作業の日。車での移動が必要な場所での作業があるので作業に参加する。今日は泥濘が予想されるので利用者には時間内に食事を終わらせてほしいと職員は思っている。 決まった時間に必ず事業所を出発しなければ、時間内に清掃が終わらない可能性があり職員は常に時間を気にしていた。	
先輩職員Cさん	今日は午後から神社の清掃作業がありまーす！作業に行く人は早く手を洗ってお昼ごはん食べてきてくださいー！あれ？！Aさんがまだ手洗いに行っていない。Dさん、声かけてきて！	
新人職員Dさん	(不安を感じながら) は、・・・はい・・・分かりました。(洗面所の方の廊下に小走りで行く。止まっているAさんを発見！) Aさん！早く手を洗って来てください。Aさん！Aさん！	
利用者Aさん	動かずに下を見つめている (青いテープがほんの少し割れている)	
新人職員Dさん	(Cさんを見て) Aさんが止まってしまっていて動いてくれません。	
先輩職員Cさん	もう！こんな時に！いいわ、私が声かけるから替わって！	
	CさんがAさんの止まっている廊下に向かう。	

↖ 事例集Q & A

ロールプレイ ↑  
(自分たちで実演)

← 動画で確認



ご飯もう食べれないよ？

## 全ての職員への周知徹底

- 「倫理綱領」や「行動指針」等
- 「虐待防止マニュアル」の作成
- 「権利侵害防止の掲示物」の掲示等

虐待防止委員会から提供されるだけだと形骸化されやすい。  
主体的に取り組みに参加できる計画を検討

管理職層のマネジメントで、職員の行動レベルを倫理要領  
や行動指針につながるようにする

会議体や朝礼等で行動指針などを意識した決定事項や共有  
事項を意識的に増やす

# <参考例>



← 目指す職員像  
倫理綱領、職員行動指針  
職員の方々に



←ポスター掲示

# 虐待防止のチェックとモニタリング

- 虐待が起こりやすい職場環境の確認
- 各職員が定期的に自己点検
- 現場で抱えている課題を委員会に伝達
- 発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況について報告

チェックリストや運用ルールを設定し、  
委員会へ情報が提供される仕組みを作る

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月）」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>  
P45以降「参考資料」に、倫理綱領や様々なチェックリスト等が掲載されています。

	改善 不要	改善 必要
残業時間が多くならないように配慮されているか、または管理されているか		
休日出勤はあるか、あっても多くなっていないか		
休憩する時間と場所が確保されているか		
年休は法定以上付与され義務日数以上取得している、且つ取得しやすい状況であるか		
宿直は法定回数以内且つ宿直環境が整っているか		
勤務後の次の勤務までのインターバルは十分か（遅番の後の早番はないか等）		
上司・同僚などからフォローを受けられるか、または相談できるか		
人員配置や仕事量は適切に行われ、特定の人に負荷が偏っていないか		
各々の力量にあった難易度の仕事が割り振られているか		
指示命令系統は明確になっているか		
業務の内容や方針にしっかりとした説明があるか		

## 職員セルフチェックリスト

「チェック項目」	チェック欄
1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。	□できている □できていない
2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。	□できている □できていない
3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。	□できている □できていない
4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。	□できている □できていない
5. 利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入り等を行わないようにしている。	□できている □できていない
6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。	□できている □できていない
7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。	□できている □できていない
8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。	□できている □できていない
9. 危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。	□できている □できていない
10. 利用者に対するサービス提供に関わる記録書類（ケース記録等）について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。	□できている □できていない
11. ある特定の利用者に対して、そんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	□はい □いいえ
12. ある特定の職員に対して、そんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	□はい □いいえ
13. 他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。	□はい □いいえ

14.上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
15.職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
16.他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面にでくわしたことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
17.他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場면을容認したこと（注意できなかったこと）がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
18.最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みを持ち続けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
19.最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
20.最近、特に体調がすぐれないと感ずることがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和6年7月)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

P45以降「参考資料」に、倫理綱領や様々なチェックリスト等が掲載されています。

# < 参考例 >

虐待に関すること		はい	いいえ
体罰	① 利用者に対して、身体的拘束(隔離・押さえつける・過剰な根拠)・肉体的苦痛(長時間同じ姿勢を強要する)を与えたことがある。		
	② 利用者に対して、人間の基本的欲求(食欲・性欲・睡眠欲)に関わる行為を否定・禁止したことがある。		
	③ 利用者に対して殴る、蹴る、その他けがをさせる行為を行ったことがある。		
差別	④ 利用者に対して、その人の年齢・ふさわしくない接し方(呼称、口調、態度)をしたことがある。		
	⑤ 障がいにより克服困難なこと(障がい程度、状態、能力)を、利用者本人の責任であるとの発言をしたことがある。 例: 麻痺のある手について「いつその手は治るの?」のような発言等		
	⑥ 利用者の行為(しぐさ、話し方、歩き方等)の真似をしたことがある。 ※相手に伝えるための手段として、模倣することは当てはまらない。		

通所・相談・GH  
事務・管理職…

それぞれの形態に合わせた  
チェックリストを作成

## 虐待防止に関する チェックリスト

虐待防止マネージャーから  
項目の意図を説明

相互研鑽	④ 他の職員の利用者に対する上記の行為を、黙認したことがある。		
	<◎でよいと答えた方> 書ける範囲で経緯ですので、番号と内容を記入してください。		
支援・職場環境に関すること		はい	いいえ
支援内容	② 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。		
	③ 利用者に対するサービス提供に関わる記録書類(ケース記録等)について、対応に困難が生じた事例や不適切と思われる対応をわざわざ得て行った場合等の状況も適切に記入している。		
職場環境	④ 職場内でのコミュニケーションが取りやすい雰囲気である。		
	⑤ 最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。		
	⑥ 最近、特に体調がすぐれないと感じることがある。		

直接言いにくい  
ことは  
記載して報告

# 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証 と再発防止策の検討

虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事案を検証の上、再発防止策を検討し、実行に移していくこと。

死亡やそこに至らないまでも生命・身体等に重大な影響があった虐待事案が発生した場合は、事態が収束した後、できる限り速やかに検証を実施。

- ・自治体が検証を実施する場合の協力
- ・法人自らが検証委員会を設置
- ・第三者委員（学識経験者、弁護士、当事者団体等）
- ・検証結果の公表（被害者の心情、個人情報保護への十分な配慮）

# 原因の分析と再発の防止

## 市町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	平成 30年 度	令和 元 年 度	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度
教育・知識・介護技術等に関する問題	73.1 %	59.8 %	71.0 %	64.5 %	73.6 %
倫理観や理念の欠如	52.8 %	53.6 %	56.1 %	50.0 %	58.1 %
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.0 %	55.3 %	56.8 %	54.8 %	57.2 %
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	20.4 %	24.2 %	24.2 %	24.7 %	31.4 %
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6 %	16.2 %	22.6 %	22.0 %	31.8 %

・「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」などが挙げられている。

・組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も3割超となっている。

# 原因の分析と再発の防止

- (1) 虐待を行った職員に対しては……。  
⇒ なぜ虐待を起こしたのかその背景を聞き取り、原因を分析します。
- (2) 複数の職員による虐待の場合には……。  
⇒ 小さな不適切な対応が積み重なってエスカレートし、やがて大きな虐待につながってしまう等のケースも考えられるため、経過の把握も必要です。
- (3) 見て見ぬふりをしていた職員がいる場合には……。  
⇒ 職員相互の指摘ができないような支配的な力関係が職員の間に行われている場合があります。
- (4) 職員の知識や対応の技術が不十分な場合には……。  
⇒ 力で抑え込むことしかできなかった場合が考えられます。
- (5) 管理者等や役職者が虐待を行っている場合には……。

⇒ これらを客観的に分析するためには、虐待防止委員会だけでなく、第三者的立場の有識者にも参加してもらって検証委員会を立ち上げることも考えられます。

⇒ その過程で、複数の障害者福祉施設等を運営する法人の中で組織的に行われたと思われる虐待事案については、同一法人の他障害者福祉施設等への内部調査を検討することも考えられます。

# 虐待を防止するための取組について

## ①管理者による現場の把握

- 管理者が現場に直接足を運び支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じることに
- 発言などから不適切な対応が行われていないか日常的に把握する
- グループホーム等、地域に点在する事業所は管理者等の訪問機会も少なく、目が届きにくい
- ホームヘルパーや相談支援員も直接支援現場を見ることがしづらい
- 頻繁に巡回する、職員面談等、管理体制に留意する

## ②性的虐待防止の取組

- 虐待場所が人目に付きづらい、被害者が知られたくないという思いから潜在化しやすいことを念頭に
- 近年はスマートフォンを利用し、成人だけでなく児童に対しても行われている
- 大丈夫だろう、ではなく現実的な対応をとる
- 相談窓口の強化、職員採用時の確認
- 二人きりになる場面や死角になる場면을極力作らない
- 同性介助の体制を徹底する
- プライベートゾーンの意識化
- 業務中のスマートフォン等の携行禁止
- 利用者に対する虐待への理解啓発研修 等

# 風通しのよい職場づくり

- 職場内に「話してもよい」安心感を生むこと
- 人は感情で動く、信頼、信用がないところに会話はしない
- 特に上司の聞く姿勢、その後のアクションによって、「話しにくい」「話す意味がない」が決まる
- 会議体も適切にPDCAが回るように行わないと、同じことが起きる→最低でも、決定事項、担当、期日は議事録で共有する
- 職場づくりの最初は、上司から部下へ情報を取りに行く
- 週次で1対1面談などは有効
- 業務上必要な情報共有の場所や更新ルール等は共通認識があるか

## 身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

### やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ ※以下のすべてを満たすこと

#### ① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

#### ② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

#### ③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

## やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- 1) 組織による決定と個別支援計画への記載
- 2) 本人・家族への十分な説明
- 3) 行政への相談、報告
- 4) 必要な事項の記録

- 要件と手続きを踏めば免罪符となる訳ではない
- 手続きは自問するための時間であり、自分たちの支援力を見直すための時間であり、過ちを犯さないための時間

要件をすべて満たしても、手続きを踏んで、安易に行わず、慎重に判断する。常に「誰のため」「何のため」「本当に他に方法はないのか」等、「繰り返し自問する(疑問を抱き続ける)」ことが大切

## 身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、**運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加**を行う。  
 ※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- **訪問系サービスについても**、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「**身体拘束廃止未実施減算**」を創設する。  
 ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

### 運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

### 減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

# 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化委員会）

ア	身体拘束等についての報告するための様式を整備すること
イ	従業者は、身体拘束の発生ごとにその状況、背景などを記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること
ウ	身体拘束適正化委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要である。
エ	事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策を検討すること
オ	報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること
カ	廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること

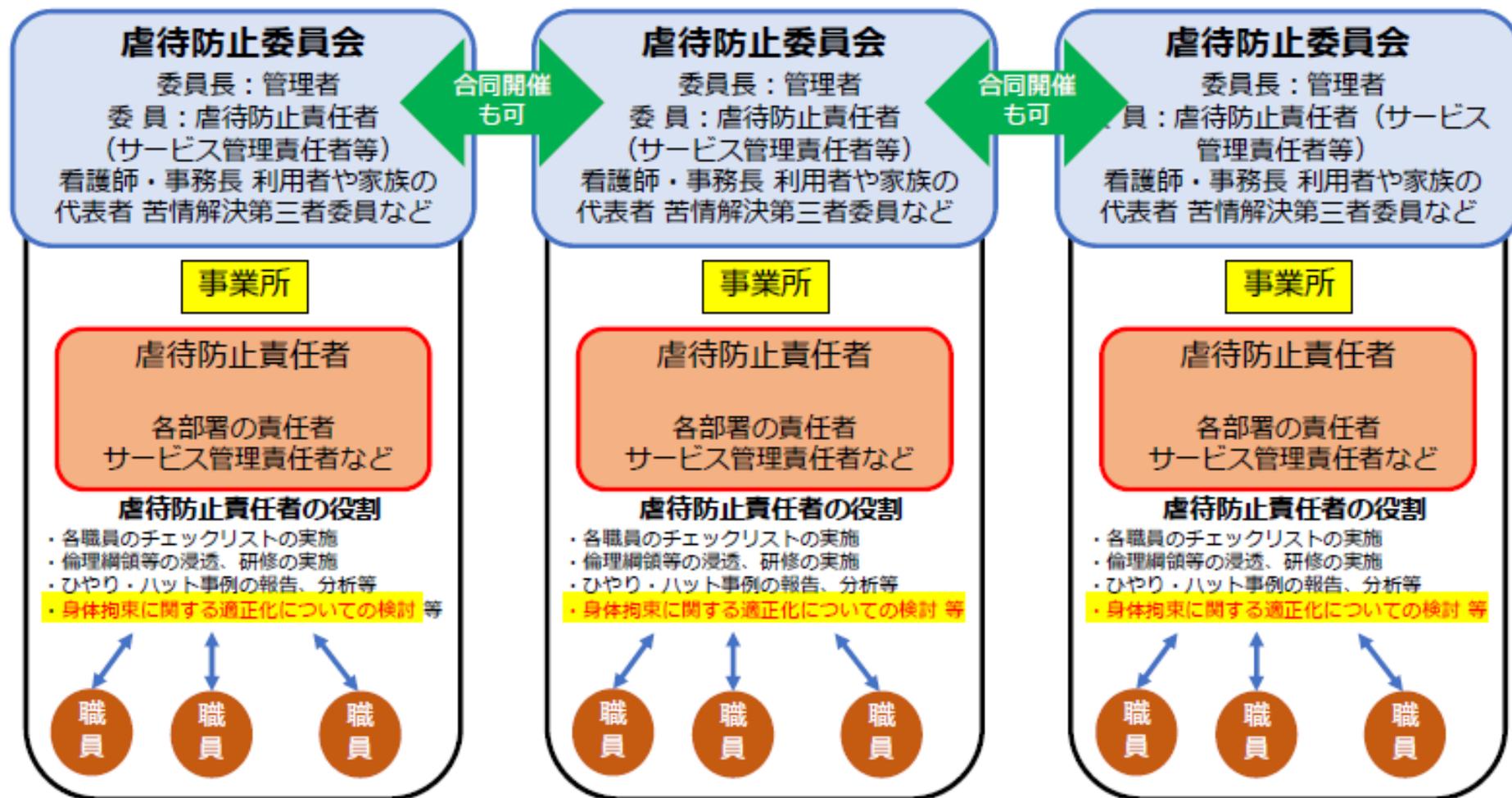
## 身体的拘束等の適正化のための指針

ア	事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
イ	身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
ウ	身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
エ	事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
オ	身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
カ	利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
キ	その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

# 障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

## 虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定、
- ・職員のストレスマネジメント
- ・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と再発防止の取組検討
- ・事故対応の総括
- ・他の施設との連携
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等



## 障害者虐待の防止・権利擁護

### 虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

#### （参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### 身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

#### （参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

### 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

○ 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

## 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集

報告書：<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963542.pdf>

事例集：<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963543.pdf>

令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」（PwCコンサルティング）

厚生労働省 令和7年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 資料・動画

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyo\\_sei/03kenshyu\\_00020.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyo_sei/03kenshyu_00020.html)

ご清聴ありがとうございました

お問合せは  
富山県障害福祉課まで  
電話 076-444-3211  
FAX 076-444-3494